

熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金のお知らせ

熊谷市では、クビアカツヤカミキリの被害拡大を防止するため、市内に植生するクビアカツヤカミキリによる被害木を所有する個人及び事業者を対象に、被害木の伐採及び薬剤防除費用(以下「伐採等」という。)の一部を補助します。

1 補助金を受けることのできる方(申請者)

補助金を受けるには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 市内に植生する被害木を所有又は管理し、伐採等の費用が生じた個人及び事業者
- (2) 被害木の伐採を市内業者に請け負わせた者
- (3) 同一年度内に当該補助金の交付を受けていない者(同一世帯員を含む。)
- (4) 補助金の交付申請時において、市税の滞納がない者
- (5) 伐採等を同一年度内に完了させた者

2 補助の対象になる経費

- (1) 伐採…伐採にかかる費用のほか、運搬費や焼却処分等の経費(消費税及び地方消費税を除く)の合計額
- (2) 薬剤防除…薬剤費のほか、薬剤注入に要する費用(消費税及び地方消費税を除く)の合計額。
なお、薬剤防除を複数回に分けて実施する場合は、同一年度内分を一括して申請してください。

※対象外

所有者自らが伐採等を行う場合の器具や薬剤の購入費用

3 補助金対象となる被害木

補助の対象になる被害木は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) フラス(クビアカツヤカミキリの幼虫が樹木の中に存在している場合に確認される糞と木くずが混ざったもの)が発生している樹木で、市が被害木であると認めたもの。
- (2) 県が作成した「サクラの外来害虫クビアカツヤカミキリの被害防止の手引(以下「手引」という。)」に基づいて必要な防除対策等が講じられていること。
- (3) 伐採にあっては、ネットをかぶせるなどの逸出防止措置が十分に採られており、かつ、申請年度内に焼却処分又は1センチメートル以下にチップ化されていること。
- (4) 薬剤防除にあっては、手引にクビアカツヤカミキリに効果があるとして表示されているものを使用し、かつ、申請年度内に施工が完了していること。

4 補助金額

補助対象経費の2分の1の金額(100円未満切捨)で、上限50,000円



5 申請にあたっての注意事項

- (1)書類の作成にあたっては、消えるボールペン、鉛筆書きによるものは不可です。
- (2)提出された書類は、結果を問わず返却いたしません。
- (3)補助金申請時において市税等の滞納がないことを確認するために、環境政策課から関係部署に確認します。確認することに同意いただけない場合は、熊谷市発行の市税納税証明書（熊谷市税条例施行規則 様式第42号その2）の添付をお願いいたします。

6 申請期間・申請方法

必要な申請書類をすべて揃え、下記提出先へご提出ください。※郵送不可・代理人提出可

○申請期間：令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

受付期間中でも、予算額に達した場合は受付を終了させていただくことがあります。

※申請期間内に申請に必要な書類が提出できない事情がある場合は、必ず事前にご相談ください。

○申請書提出先

(1)熊谷市環境部環境政策課

熊谷市江南中央一丁目1番地（江南庁舎 2階南側） ☎048-536-1547

(2)妻沼行政センター地域振興係

熊谷市弥藤吾2450番地（妻沼庁舎 1階北側） ☎048-588-9988

※熊谷市役所本庁舎・大里庁舎では受付しておりませんのでご注意ください。

7 申請から交付までの流れ

- (1)「熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）」を市（環境政策課又は妻沼行政センター地域振興係）に提出する。

申請書の添付書類

- ①被害木の伐採等に係る領収書の写し（作業日、申請者氏名、領収日が記載されているもの）
- ②対象経費の詳細が分かるもの
- ③被害木の現況写真
 - ア 被害状況が確認できるもの
 - イ 施工状況及び施工完了が確認できるもの
- ④その他市長が必要と認める書類

- (2)市（環境政策課）が申請者に補助金交付決定通知書を送付する。

市が申請者に送付するもの

熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付決定通知書（様式第2号）

- (3)市（環境政策課）が申請者の指定口座へ補助金を振り込む。
※補助金申請は月末締めとし、交付決定は申請の翌月中旬を予定しております。

お問い合わせ先 熊谷市江南中央一丁目1番地 江南庁舎

熊谷市環境部環境政策課 環境政策係 ☎048-536-1547